

市議第5号

各務原市議会傍聴規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和6年6月27日提出

提出者	各務原市議会議員	小島博彦
賛成者	〃	古川明美
賛成者	〃	黒田昌弘
賛成者	〃	池戸一成
賛成者	〃	足立孝夫
賛成者	〃	川瀬勝秀

提案理由

委員会の傍聴に関する規定を新たに整備するとともに、傍聴しやすい環境を整備するため、この規則を定めようとする。

各務原市議会議長 川嶋一生様

各務原市議会傍聴規則の一部を改正する規則

各務原市議会傍聴規則(昭和46年議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第4号を削り、同条第5号中「飲食」の次に「(体調管理のための水分補給を除く。)」を加え、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(準用)

第17条 第2条から第9条まで及び第11条から前条までの規定は、各務原市議会委員会条例(昭和46年条例第9号)第19条の規定に基づく委員会の傍聴について準用する。この場合において、第3条第3項、第5条第1項、第9条第1項、第11条第2項、第13条及び前条中「議長」とあるのは「委員長」と、第12条第1号及び第6号中「議場」とあるのは「委員会室」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。